国立大学法人高知大学宿舎規則

平成16年4月1日 規 則 第 98号

最終改正 令和3年9月10日規則第20号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学(以下「本学」という。)が第3条に規定する役職員に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、役職員の職務の能率的な遂行を確保し、もって本学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学の宿舎の設置並びに維持及び管理については、国立大学法人高知大学財産管理規則に定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 役職員 次に掲げる者をいう。
 - (イ) 国立大学法人高知大学組織規則第3条に定める役員(非常勤を除く。)、国立大学法人高知大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第3条第1項に定める職員及び国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第2条第2項第1号に定める非常勤職員をいう。
 - (n) 就業規則第13条又は第64条の規定により休職又は停職の処分を受けた者、国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則の適用を受ける職員その他常時勤務に服することを要しない役職員で職務の性質上宿舎を貸与することが適当である者として別に定める者
 - (2) 宿舎 役職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本 学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の 施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

(宿舎の種類)

第4条 宿舎は、無料宿舎及び有料宿舎の2種類とする。

第2章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する責任者

(設置)

第5条 宿舎の設置は、学長が行うものとする。

(維持及び管理)

第6条 宿舎は、学長が維持及び管理を行うものとする。

第3章 宿舎の設置等

(設置の方法)

第7条 宿舎の設置は、建設、購入、交換、寄付及び借受の方法により行うものとする。 (無料宿舎)

- 第8条 無料宿舎は、本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において生命を保護するための非常勤務に従事するため、その勤務する施設の構内又はこれに近隣する場所に居住しなければならない看護師のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。
- 2 無料宿舎は、前項に掲げる者のほか、学長が特に認めた者に無料で貸与することができる。
- 3 無料宿舎は、職員の職務に対する給与の一部として貸与されるものとする。 (有料宿舎)
- 第9条 有料宿舎は、次に掲げる場合において、無料宿舎の貸与を受ける者以外の役職員 のために予算の範囲内で設置し、有料で貸与することができる。
 - (1) 役職員の勤務に関連して本学の事務又は事業の運営に必要と認められる場合
 - (2) 役職員の在勤地における住宅不足により本学の事務又は事業の運営に支障を来たすおそれがあると認められる場合
- 2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要と認めた場合には、役職員以外の者に有料 で貸与することができる。

第4章 宿舎の維持及び管理

(無料宿舎を貸与する者の選定)

第10条 一の無料宿舎について当該宿舎の貸与を受けるべき職員が2人以上存する場合に おいては、学長は、これらの者のうち職務の性質上最も必要と認められるものに当該宿 舎を貸与しなければならない。

(有料宿舎を貸与する者の選定)

第11条 有料宿舎を貸与する者の選定に当たっては、学長は、別に定めるところにより、

本学の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。 (貸与又は同居の申請及び承認)

- 第12条 学長は、次の各号に掲げる宿舎の貸与をしようとするときは、貸与しようとする 役職員から、それぞれ当該各号に掲げる宿舎貸与申請書を提出させなければならない。
 - (1) 宿舎を貸与しようとするとき(次号に掲げる場合を除く。)。 宿舎貸与申請書
 - (2) 自動車の保管場所を貸与しようとするとき。 宿舎(自動車の保管場所)貸与申請 書
- 2 学長は、宿舎の貸与を承認したときは、前項各号の区分に応じ、それぞれの貸与についての宿舎貸与承認書を送付しなければならない。
- 3 学長は、宿舎の貸与承認を受けた者(以下「被貸与者」という。)が、その貸与を受けた宿舎に主としてその収入により生計を維持する者以外の者(以下「同居者」という。)を臨時に同居させようとするときは、あらかじめ、宿舎同居申請書を提出させなければならない。
- 4 学長は、前項の申請書の提出があった場合においては、事情を調査し、宿舎設置の目的に反せず、かつ、その理由がやむを得ないと認め承認したときは、宿舎同居承認書を送付しなければならない。

(被貸与者に対する監督)

第13条 宿舎の維持及び管理を行う学長は、被貸与者及び同居者(以下「被貸与者等」という。)がこの規則に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

(入居期限)

- 第14条 被貸与者は、宿舎貸与承認書に記載された入居日から10日以内に当該宿舎に入居 しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその入居期限の延期をしようと するときは、宿舎入居期限延期申請書を学長に提出し、その承認を受けなければならな い。
- 2 学長は、前項の申請書の提出があった場合においては、その理由がやむを得ないと認め承認するときは、入居すべき日を定めた宿舎入居期限延期承認書を送付しなければならない。
- 3 学長は、被貸与者が前項の規定による入居期限までに当該宿舎に入居しないときは、 その承認を取り消すことができる。

(有料宿舎の使用料)

- 第15条 有料宿舎の使用料(以下「宿舎使用料」という。)は、月額によるものとし、国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。)の有料宿舎の算定方法に準じ算定するものとし、学長が決定する。
- 2 新たに宿舎の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舎使用料 は、日割りにより計算した額とする。
- 3 有料宿舎の貸与を受けた者は、宿舎使用料を給与支給日又は出納役の発する請求書に 定める指定期日までに、本学に払い込まなければならない。
- 4 有料宿舎の貸与を受けた者が、第18条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡期日までの期間の宿舎の使用料を、毎月その月末までに、本学に払い込まなければならない。
- 5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舎の宿舎使用料に係る債務については、同 居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

(宿舎の使用上の義務)

- 第16条 被貸与者等は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。
- 2 被貸与者等は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供してはならない。
- 3 被貸与者は、当該宿舎につき改造、模様替えその他の工事をしようとするときは、宿 舎模様替え等申請書を学長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 学長は、前項の申請書の提出があった場合においては、当該宿舎の維持管理に支障を 及ぼさないと認め承認したときは、宿舎模様替え等承認書を送付しなければならない。
- 5 被貸与者等は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、 又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければ ならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基 づくものである場合には、この限りでない。
- 6 前条第5項の規定は、同居者の第1項又は第2項の規定に違反したことに基因する債 務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

(宿舎の修繕費等)

第17条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により無料宿舎 又は有料宿舎が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、本学 が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

- 第18条 被貸与者が、次の各号の一に該当することとなった場合においては、被貸与者等は、宿舎明渡届を明け渡す5日前までに学長に提出し、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、学長の承認を受けて、その該当することとなった日から、無料宿舎にあっては2月、有料宿舎にあっては6月の範囲内において学長の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。
 - (1) 役職員でなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。

(宿舎の明渡し等)

- (3) 当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
- (4) 当該宿舎について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
- (5) 本学において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。
- 2 有料宿舎の被貸与者等は、学長が、第16条の規定に違反する事実でその宿舎の維持及 び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是 正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該 宿舎を明け渡さなければならない。
- 3 被貸与者等が、前2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、別に 定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間 に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の 額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額(当該宿舎が無料宿舎である場合には、 これらを有料宿舎であるとみなして第15条第1項に規定する算定方法により算定した使 用料に相当する額)の3倍に相当する金額をこえることができない。ただし、やむを得 ないものとして学長が認めるときは、この限りではない。
- 4 第15条第5項の規定は、前項の規定により同居者が支払うべき損害賠償金に係る債務 について準用する。

(宿舎明渡しの立会)

- 第19条 被貸与者は、宿舎を明け渡そうとするときは、宿舎事務担当者の立会の上、宿舎 の明渡しを行うものとする。
- 2 前項の場合において、修理等を要すると認められたものについては、被貸与者の負担 において修理しなければならない。

(明渡猶予の申請及び承認)

- 第20条 第18条第1項本文の規定により宿舎を明け渡さなければならない者が、同項ただ し書の規定により引き続き当該宿舎を使用しようとするときは、同項本文に規定する期 限までに、その理由その他参考となるべき事項を記載した宿舎明渡猶予申請書を学長に 提出して、承認を受けなければならない。
- 2 学長は、前項の申請があった場合において、その理由が相当であると認めるときは、 第18条第1項ただし書に規定する期間の範囲内で、明け渡すべき日を指定してこれを承 認することができる。
- 3 学長は、前項の規定により承認をしたときは、宿舎明渡猶予承認書を送付しなければ ならない。

(明渡しのための措置)

第21条 学長は、第18条第1項又は第2項の規定により宿舎を明け渡さなければならない者が、これらの規定により明け渡すべき日までに当該宿舎を明け渡さないときは、すみやかに明渡しを求める訴えの提起その他適宜の措置をとらなければならない。

(損害賠償金の軽減申請及び承認)

- 第22条 第18条第1項本文の規定により宿舎を明け渡さなければならない者が、同条第3項ただし書により、宿舎の損害賠償金の額の軽減を受けようとするときは、明渡期日までに宿舎損害賠償金軽減申請書を学長に提出するものとする。
- 2 学長は、宿舎損害賠償金の額の軽減を承認したときは、宿舎を明け渡さなければならない日から3年を超えない期間において軽減措置期間を定め、宿舎損害賠償金軽減承認 書を送付しなければならない。
- 3 前項に規定する承認をしたときの損害賠償金の額は、第18条第3項本文に規定する額 を、当該宿舎の使用料の1.1倍に相当する額に軽減することができるものとする。

第5章 雜 則

(宿舎の現況に関する記録)

第23条 学長は、その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況 を明らかにして置かなければならない。

(実施細則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(宿舎の無償使用)

第2条 本学は、国立大学法人高知大学の成立の際現に国及び国家公務員宿舎法の適用を受ける独立行政法人(以下「国等」という。)の職員の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち本学に出資を受けた宿舎を、別に定めるところにより、国等の用に供するため、国に無償で使用させることができる。

(経過措置)

第3条 この規則の施行の際、現に国家公務員宿舎法(昭和24年5月30日法律117号)のそれぞれの各規定により承認を受けていた被貸与者は、この規則によるそれぞれの各相当規定によってなされた承認とみなす。

附則

この規則は、平成16年8月25日から施行する。

附 則 (平成18年3月22日規則第584号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月25日規則第15号) (改正 平成28年9月14日規則第23号) (施行日)

- 第1条 この規則は、平成24年5月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 (経過年数による使用料の調整)
- 第2条 平成24年度から平成28年度までの間の国立大学法人高知大学宿舎規則第15条第1項の規定に基づき国家公務員宿舎法施行規則第14条の規定を準用して行う経過年数による有料宿舎の使用料の調整においては、同条第1項中「当該経過することとなる日の属する年度の翌年度から」とあるのは「平成29年度から」と読み替えるものとする。

附 則 (平成26年2月25日規則第64号)

この規則は、平成26年2月25日から施行する。

附 則 (平成28年9月14日規則第23号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 (令和3年9月10日規則第20号) この規則は、令和3年10月1日から施行する。